

# カタルーニャ共和国独立宣言

——カタルーニャ議会にて可決 2017年10月27日——

訳 奥野良知

目次

〔カタルーニャ〕議会の議長団へ

決議案

決議案 1

カタルーニャの代表者たちの宣言

決議案

決議案 2

憲法制定過程

カタルーニャ人民の正当な代表

2017年10月10日、バルサローナ<sup>1)</sup>

## 〔カタルーニャ〕議会の議長団へ

リュイス・M・クルミーナス・イ・ディアス（シ [=イエス] のための連合<sup>2)</sup> 代表）、マルタ・ルビーラ・イ・バルジェス（シ [=イエス] のための連合スポークス・パーソン）、ミレイア・ボイア・エ・ブスケット（人民統一候補・構成の呼びかけ<sup>3)</sup> 代表）、アンナ・ガブリエル・イ・サバテー（人民統一候補・構成の呼びかけスポークス・パーソン）は、〔カタルーニャ〕議会会議規則151条および152条に基づき、スペイン憲法155条<sup>4)</sup>のカタルーニャへの適用とその影響についての一般討論を引き続いて、以下の決議案を提出する（議案書類番号255-00004/11）。

## 決議案

### 決議案 1

#### カタルーニヤの代表者たちの宣言

カタルーニヤのための連合および人民統一候補＝構成の呼びかけの議員団は、去る〔2017年〕10月10日、カタルーニヤ議会<sup>5)</sup>にて以下の内容に署名した。

#### カタルーニヤの代表者たちの宣言

カタルーニヤの人民<sup>6)</sup>、そして世界のすべての人民へ

正義ならびに個人および集団に本来備わっている人権は、カタルーニヤの歴史的正当性および法的かつ制度的な伝統を意味付けている絶対的な基礎であり、カタルーニヤ共和国樹立の土台である。

カタルーニヤのネイション<sup>7)</sup>、その言語および文化は、1000年の歴史がある。何世紀ものあいだ、カタルーニヤは固有の諸機関を持ち、完全なる自治を行ってきた。なかでも、議会常設代表部〈ジャナラリタット〉<sup>8)</sup>は、カタルーニヤの歴史的諸権利を最も象徴する存在であった。議会主義<sup>9)</sup>は、カタルーニヤが自由を享受していた時代<sup>10)</sup>、これらの固有の諸機関がよって立つ土台であり、この議会主義は、カタルーニヤ公国議会<sup>11)</sup>を通して方向づけられ、カタルーニヤ公国の法<sup>12)</sup>のなかに具現化されていた。

カタルーニヤは、失ってしまった完全なる主権を長いあいだ渴望してきたが、それをカタルーニヤは今日、イベリア半島の諸人民との制度的な共存を何十年にもわたって誠実かつ忠実に追い求めた後に、回復している。

1978年にスペイン憲法が承認されて後<sup>13)</sup>、カタルーニヤの政治は、スペインに対する模範的で忠実で民主的な姿勢のもとに、スペイン国家の一部であると

いうことを深く自覚しながら、スペインのなかで鍵となる重要な役割を果たしてきた。

〔スペインに対するカタルーニャの〕このような忠実さに対して、スペイン国家は、カタルーニャをネーションとして認知することを拒絶する、というかたちで答えた。加えて、〔スペイン国家はカタルーニャに〕限定的な自治権しか付与せず、しかもそれは、政治的というよりも行政的なものであった。さらに、再中央集権化の過程で、〔スペイン国家はカタルーニャに対して〕極めて不公正な経済的扱いと、言語的かつ文化的な差別を行っていった。

カタルーニャ議会およびスペイン下院で承認され、カタルーニャの市民によって住民投票で承認された〔カタルーニャ新〕自治憲章は<sup>14)</sup>、カタルーニャとスペインの相互関係についての安定的かつ永続的な新しい枠組みになるはずであった。しかし、憲法裁判所の判決によってこの政治的合意は破られ<sup>15)</sup>、このことが、〔カタルーニャの〕市民による新たな異議申し立てを生じさせることになった。

圧倒的多数のカタルーニャ市民の要求を受けて、〔カタルーニャ〕議会、〔カタルーニャ〕政府<sup>16)</sup>および〔カタルーニャの〕市民社会は、自己決定権に基づく〔カタルーニャの独立の是非についての〕住民投票の開催を〔スペイン国家に〕幾度も求めた。

〔スペイン〕国家の諸機関があらゆる交渉を拒否し、民主主義および自治についての原則を踏みにじり、憲法の中にある利用可能な法的仕組みを無視したことを受けて<sup>17)</sup>、カタルーニャ政府〈ジャナラリタット〉<sup>18)</sup>は、国際法で認められている、自己決定権を行使するための住民投票を行うことにした。

住民投票が組織され実施<sup>19)</sup>されたことで、カタルーニャの自治権は停止され、実質的な緊急事態（例外事態）が適用されることになった。

カタルーニャの市民に対して、スペイン国家によって、軍事的な性格と様式で展開された〔スペイン〕警察の行動<sup>20)</sup>は、カタルーニャ市民の、市民的かつ政治的な自由および人権の諸原理を何度も繰り返し踏みじり、スペイン国家によって署名され批准された〔人権についての〕国際的合意を破った。

数千の人々——数百の、通信、行政および市民社会に関係する、選挙で選ばれた役職者<sup>21)</sup>、公的諸機関の役職者および専門職を含む——が、捜査され、逮捕され、起訴され、尋問され、さらには重い懲役刑を科されることになる脅された。

中立を保ち、基本的諸権利を保護し、政治的紛争を裁定しなければならないはずのスペイン〔国家〕の諸機関は、〔カタルーニャの市民を〕攻撃する側に立ち、その攻撃の手段と化すことで、カタルーニャの市民は〔法的に〕保護されていない状態に置かれた。

民主的かつ平和的な手続き〔＝住民投票〕の実施を阻止するために〔スペイン国家によって行われた〕暴力と抑圧にもかかわらず、大多数のカタルーニャの市民は、カタルーニャ共和国の樹立に賛成票を投じた<sup>22)</sup>。

カタルーニャ共和国の樹立は、全てのカタルーニャの市民の自由、安全および共存を守る必要性に基づいて、そして、法の支配による国家<sup>23)</sup>やより質の高い民主主義に向かって進んで行く必要性に基づいて行われるのであり、また、諸人民の自決の権利の行使をスペイン国家が妨げていることへの対応として行われるものである。

カタルーニャの人民は、法を愛する人々であり、法の尊重はカタルーニャ共和国のいしずえの一つであり、またそうであり続ける。カタルーニャ国家は、この宣言を構成しているすべての規定を尊重し、かつ、これを法的に遵守させる。カタルーニャ国家は、法的安定性および締結された合意事項の維持が、カ

タルーニャ共和国樹立の精神の一部であることを保証する。

カタルーニャ共和国の樹立は、対話に向けて差し出された手である。カタルーニャの協約の伝統<sup>24)</sup>に敬意を表しつつ、私たちは、政治的紛争を解決する方法として合意を得る努力をし続けることを誓う。同時に、個人および集団の自由を守るために、世界の諸人民との、とりわけ、言語、文化および地中海ヨーロッパ地域を共有する諸人民 [=カタルーニャ語圏の他の諸人民]<sup>25)</sup>との、我々の友愛と連帯を再確認する。

カタルーニャ共和国〔の樹立〕は、現在の民主主義の赤字および社会〔的公正〕の赤字を是正する機会であり、より豊かで、より公正で、より安心で、より持続可能で、そしてより優しい社会を創る機会である。

以上に述べたすべてのことから、我々、カタルーニャ人民の民主的代表は、カタルーニャの市民から選挙によって授かった権限に基づいて、自己決定権を自由に行使しつつ〔以下の諸項目を宣言する〕：

我々は、カタルーニャ共和国を、独立した主権国家として、法の支配に基づいた、民主的で、社会的に公正な国家として、樹立する。

我々は、合法的移行および共和国樹立に関する法<sup>26)</sup>を発効させる。

我々は、民主的で、市民的基盤に基づき、横断的で、参加型で、かつ法的拘束力のある憲法制定過程を開始する。

我々は、スペイン国家と、いかなる前提条件も付けることなく、両者の利益に資するための協力体制を構築することを目的とした交渉を開始する意思があることを、明言する。交渉は、必ず、対等の条件で行われなければならない。

我々は、国際社会およびEUの諸機関に、カタルーニャ共和国を樹立することについて、そして、スペイン国家との交渉を提案することについて、通知する。

我々は、〔スペイン国家によって〕現在行われている市民的かつ政治的諸権利への侵害を止めさせるために、国際社会およびEUの諸機関の介入を求める。また、国際社会およびEUの諸機関に、スペイン国家との交渉の過程を監視し、その証人となることを求める。

我々は、市民の社会的かつ民主的諸権利を強化するヨーロッパ規模での計画を構築する意思が我々にあること、そして、EUの法秩序の規範、ならびにこの規範を国内法化しているスペイン国家およびカタルーニャ自治州の法秩序の規範を、間断なくかつ我々の側から自主的に適用し続ける責務が我々にあることを表明する。

我々は、カタルーニャには、可及的速やかに国際社会の一員になりたいという極めて明確な意思があることを断言する。新国家は、現在その領域に適用されている国際的義務を尊重し、スペイン王国が署名した国際条約の当事者であり続けることを表明する。

我々は、すべての国家および国際機関に、独立した主権国家として、カタルーニャ共和国を承認することを要請する。

我々は、この独立宣言ならびに、合法的移行および共和国設立に関する法が定める諸規定が十分な効力を発揮するよう、カタルーニャ政府（ジャナラリタット）に対して、必要な措置をとるよう要求する。

我々は、我々を、我々自身が我々に与えた自由に相応しい状態にすること、そして、我々の集合的着想を行動および行為に変換することのできる国家を

建設することを、〔我々〕カタルーニャ共和国のすべての一人ひとりの市民に、呼びかける。

我々は、〔2017年〕10月1日の自己決定権に基づく住民投票において示されたカタルーニャ人民の命を受け、カタルーニャが共和国の形態で独立国家になることを宣言する。

### 決議案

カタルーニャ議会は、スペイン憲法155条が定めている内容を実行に移すための措置をスペイン国家上院に提示した、スペイン国家の閣議決定を拒否することを表明する。〔上院に〕提示されたこの措置は、現行の法的枠組みから外れるものであり、カタルーニャの自治権をはく奪するためのものである。同時に、この措置は、スペイン国家がカタルーニャ政府〈ジャンラリタット〉に取って代わり、かつ、カタルーニャ議会を検閲するものとして、スペイン国家を位置付けている。このような措置は、単に受け入れられないだけでなく、〔フランコ独裁後の〕過去40年のなかで、前例のない民主主義への攻撃である。

我々は交渉と対話を提言したが、〔スペイン国家は〕我々に憲法155条〔の適用〕および自治権のはく奪で答えた。このような返答はまさに、〔2017年〕10月1日の武力行使に匹敵する政治的攻撃であった。

〔カタルーニャ〕議会は、合法的移行および共和国設立に関する法を発動させるために必要な決議を公布するよう、〔カタルーニャ〕政府に求めることを議決した。特に、以下の諸点を〔カタルーニャ〕政府に求めることを議決した：

- ・市民にカタルーニャの国籍証明書を発行するための行政サービスを人的な面でも物的な面でも提供するために、必要な法令を発布すること。
- ・〔合法的移行および共和国設立に関する法〕第8条および〔同法〕最終規

定第2項で定められた内容に基づいて、カタルーニャ国籍を取得するための手続きを定めること。

- ・〔合法的移行および共和国設立に関する法〕第9条に基づいて、スペイン王国政府とのあいだで、二重国籍に関する条約に署名すること。
- ・合法的移行および共和国設立に関する法が発効する前に、〔同法〕第12条1項に基づいて、市町村、自治州および国家の現行法を適用、修正および不適用にするための必要な規定を公布すること。
- ・〔スペイン国家から〕法秩序を継承する前に、〔合法的移行および共和国設立に関する法〕第12条3項が定めるところに基づいて、〔スペイン国家の〕憲法裁判所およびその他の裁判所の権限によって廃止または中止された法規を回復し有効性を持たせるために、必要な法令を公布すること。またその際、税を規定するすべての法規および諸税目、ならびに貧困および社会的不平等と闘うための道具〔＝手段・方法〕を発展させる法規<sup>27)</sup>に、特別の注意を払うこと。
- ・すべての国家および諸機関に対し、カタルーニャ共和国を承認するよう促すこと。
- ・継続すべき国際条約の一覧および適用しない国際条約の一覧を、適切な手順に従い、〔合法的移行および共和国設立に関する法〕第15条が定めるところに基づいて作成すること。
- ・現在まで、カタルーニャの一般行政、カタルーニャの市町村行政、カタルーニャにある〔スペイン国立〕諸大学、司法行政、およびカタルーニャにおけるスペイン国家の諸機関の行政に従事していたスペイン国家の公務員、または、カタルーニャ国籍を持ちカタルーニャの領域外において勤務

しているスペイン国家の公務員を、本人が明確に辞退した場合を除いて、〔合法的移行および共和国設立に関する法〕第17条に基づいて、カタルーニャ政府（ジャナラリタット）の行政機構に統合する体系的方法を確立すること。

- ・〔カタルーニャ〕議会に、〔合法的移行および共和国設立に関する法〕第19条に基づいて、カタルーニャ共和国が代位することになる契約、協定および合意の一覧を通知すること。
- ・〔合法的移行および共和国設立に関する法〕IV章および〔同法〕V章で定められている、人員の統合および諸契約の代位についてのための合意を、〔合法的移行および共和国設立に関する法〕第20条に基づいて、スペイン国家と交わすよう促すこと。
- ・財政、社会保障、関税、および地籍に関する権限を行使するために、〔合法的移行および共和国設立に関する法〕第80条、81条、82条および83条に基づいて、適切であると思われるすべての事項を決定し、かつ、必要な措置をとること。その際、場合によっては、適切な公共サービスのために、関係する行政諸機関のあいだで移行期間を設ける。
- ・経済活動における生産性の向上を目的とする公立の開発銀行を設立するために必要な、立法行動および立法措置を取ることを促すこと。
- ・財政システムの安定性を監視する中央銀行の役割を担うカタルーニャ銀行を設立するために必要な、立法行動および立法措置を取ることを促すこと。
- ・その他の、それぞれが固有の役割を持つ監督諸官庁を設立するために必要な、立法行動および立法措置を取ることを促すこと。

- ・スペイン王国が引き受けていた経済面および財政面での諸権利や諸義務に関して、どの程度まで、必要に応じて、合意を介してカタルーニャ国家が継承するのか、ということを決定するために、〔合法的移行および共和国設立に関する法〕第82条の定めるところにより、スペイン国家との交渉期間を設けること。
- ・〔スペイン国家がカタルーニャに所有する財産の〕カタルーニャ国家による所有権の継承を実現するために、〔合法的移行および共和国設立に関する法〕第20条に基づいて、カタルーニャの国家領域に存在するスペイン国家の所有する財産の目録を作成すること。
- ・国際的に標準化された基準に基づいて、スペイン王国とカタルーニャ共和国とのあいだで、資産および負債の分配についての提案書を作成すること。その際、両国家の代表による交渉期間を設定し、場合によっては、〔両国で〕得られた合意をカタルーニャ議会の審議にかける。

2017年10月1日にカタルーニャ人民が投票権を行使することを妨げるために行われた、基本的諸権利、諸個人の諸権利および集団の諸権利への侵害に関する犯罪を調査する委員会において、〔カタルーニャ〕議会は、スペイン国家の政府、その諸機関およびそれらに従属する諸部局の責任を確定するための調査を始める。

この調査委員会は、議会の諸会派の議員、国内および国外の専門家、不正対策局、カタルーニャ・オンブズマン事務局<sup>28)</sup>、カタルーニャ弁護士連合会、ならびに人権擁護諸団体の代表から構成される。また、この調査委員会には、国際諸機関の代表が参加するよう配慮されなければならない。

## 決議案 2

### 憲法制定過程

カタルーニャ議会は、憲法制定過程の開始を宣言することを議決した。

また、カタルーニャ政府〈ジャンラリタット〉に、以下のことを要求することを議決した。

a) 民主的で、市民的基盤に基づき、横断的で、参加型で、かつ法的拘束力のある憲法制定過程を実行に移すために、あらゆる人的、公的、かつ社会的な資源および利用可能な物的手段を、速やかに活用すること。この憲法制定過程は、憲法制定議会選挙を経て憲法制定会議として設置された議会によって、カタルーニャ共和国憲法が起草され承認されることで、完了する。

b) 憲法制定に関する審議の段階に助言を与えるために、組織化された市民社会が主導する、憲法制定過程に関する諮問会議を15日以内に設置すること。

c) 憲法制定過程における決定段階を招集し、公示し、実施すること。この決定段階では、大系化された諸提案が憲法制定のための社会フォーラムに集約され、その諸提案について市民への意見聴取が行われる。この広聴は、憲法制定議会選挙を経て憲法制定会議として設置された議会に対し、法的拘束力のある権限を持つ。

d) 憲法制定過程のすべての段階が終了した時点で、憲法制定議会選挙を公示すること。

すべての市民エージェント<sup>29)</sup>および社会的エージェント<sup>30)</sup>に、1ヶ月以内に憲法制定過程を促進するプラットフォーム<sup>31)</sup>または憲法制定のための国民協約<sup>32)</sup>

を制定するよう促すこと。

憲法制定過程を監視する議会委員会を15日以内に設置すること。この委員会の目的は、〔憲法制定過程〕促進プラットフォームに、その作業の実施を保障し、また、その作業を発展させ、かつ完了させるために、法的に定められた半年の期間を保障することによって、〔憲法制定過程〕促進プラットフォームの作業を、干渉することなく、保護することにある。

基礎自治体に対して、憲法制定の議論が市町村のレベルで活発に行われるよう促すこと。その際、市民の議論が適正に展開されるために、市民社会の参加を促し、必要な資源と場所を提供する。

2017年10月27日、カタルーニャ議会議事堂

リュイス・M・クルミーナス・イ・ディアス  
シ [=イエス] のための連合代表、

マルタ・ルビーラ・イ・バルジェス  
シ [=イエス] のための連合スポークス・パーソン、

ミレイア・ボイア・エ・ブスケット  
人民統一候補・構成の呼びかけ代表

アンナ・ガブリエル・イ・サバテー  
人民統一候補・構成の呼びかけスポークス・パーソン

## 訳者あとがき

これは、Declaració d'independència de la República Catalana の日本語訳である。これを翻訳することになったのは、もともとは、2021年3月に、カタルーニャ共和国評議会 Consell de la República から依頼を受け、学術的な脚注を付すとの条件で、この依頼を引き受けたことにある。

その際の拙訳は、Publicacions del consell de la República 〈<https://consellrepublica.cat/elconsell/publicacions>〉に掲載されており、そこにはカタルーニャ語版（原本）を含む25言語版が載っている。そのなかには、2006年よりカタルーニャ語と並んで自治州の公用語となったオック語版があるばかりでなく、スコットランド語 [=スコッツ語]、クルド語、ウイグル語、チベット語などの版もある。なお、学術的注釈が付いているのは日本語版のみである<sup>33)</sup>。

今回、この『論集』に載せた翻訳は、上記の翻訳の増補改訂版であり、訳文を全面的に見直すとともに、注記を大幅に充実させた。

なお、この独立宣言（決議案）がカタルーニャ議会に提出された日付は2017年10月10日である一方で、カタルーニャ自治州議会での可決および独立宣言の日付が27日となっているのは、当時の自治州首相プッチダモンが、欧州理事会議長トゥスクの「カタルーニャとスペインは対話すべき」との発言を、EUに仲介の意思ありと解釈し、10月10日のカタルーニャ自治州議会で、国際社会（特にEU）による仲介を期待し、独立宣言発効の一時的停止を自治州議会に要請したことによる。

しかしながら、トゥスクによる仲介は結局は行われることはなかった。また、ベルギー首相ミシェルは国際社会の仲介の必要性を強調しつつ中央政府の暴力を批判し、スイスや「エルダーズ」〔ノーベル平和賞受賞者のネルソン・マンデラが設立〕が仲介に動いたが、中央政府はこれに応じなかった。

中央政府は、独立宣言を永久に放棄しなければ、憲法155条を適用して自治権を停止すると自治州政府に通告していた。一方、バスク自治州首相ウルクーリュも仲介に動き、自治州議会選挙を実施すれば、155条の適用を避けることができるかとカタルーニャ自治州政府に伝えた。だが、選挙の実施には独立派内

で異論も多く、選挙を実施しても155条の適用は免れないとの情報もあり、結局、自治権停止は避けがたいと見たカタルーニャ自治州政府は、10月27日に独立宣言を自治州議会で可決し、独立宣言を行うこととなった。

同日、中央政府は、カタルーニャ自治州の自治権を停止し、自治州政府に「独立を実行に移せば大量の死者が出る」と通告した〔ラホイ中央政府はこの発言を否定〕。これを受け、自治州政府は、カタルーニャの独立派に比較的好意的で、しかもEUの本部のあるベルギーに亡命政府を置くことにしたが、ベルギーに行くか否かは自治州政府閣僚一人ひとりの判断に委ねられた。

結局、自治州政府閣僚はベルギーに亡命する組（自治州政府首相プッチダモンら）とスペインに留まる組（自治州政府副首相ジュンケーラス）に分裂することとなり、国家反逆罪の嫌でスペイン最高裁から全閣僚に逮捕状が出され、スペインに留まった閣僚は、マドリードの最高裁に出頭すると、彼らの予想に反して、全員がマドリードの刑務所に収監されることになった。

上述のカタルーニャ共和国評議会 *Consell de la República* は、ベルギーのワテルローに本部を置き、住民投票当時の自治州政府首相プッチダモンを代表とする、一種のカタルーニャ共和国亡命政府だといえる。

さて、国際社会のその後の反応であるが、確かにEUなどの大規模な国際的諸機関はカタルーニャが望んでいた仲介に動かなかった〔これには註26に記したように独立派が誰の目から見ても明らかに過半数を優に上回る支持を得ているとは言い難い微妙な情勢にあったことも関係している〕。

さりとて、カタルーニャ・スペイン問題を国内の司法問題化して、司法の場で裁いて終わりにしようとするスペイン政府のことも、国際社会は決して全面的に支持はしなかった。それどころか、むしろ事態はスペイン政府の思惑とは反対の方向に動いていき、2021年6月には、欧州評議会 *Council of Europe* は、刑務所に監禁中のカタルーニャの「政治犯」9名の釈放、「亡命」中のカタルーニャの「政治犯」5名のスペインへの無事の帰国、この5名に出されている欧州逮捕状の撤回、スペイン刑法の改正、などを勧告する決議を賛成多数で可決し、翌22日、現在のサンチェス社会労働党・ポデモス連立政権のスペイン政府は、恩赦により「政治犯」を釈放することとなった。

また、ブッチダモンら、亡命している3名の独立派幹部は、2019年5月の欧州議会議員選挙で当選し、紆余曲折を経て、現在、欧州議会議員として活動している。

以上についての詳細は次を参照。奥野良知「カタルーニャ独立問題—それは多様性を認めないスペイン・ナショナリズムの問題前半—」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』第52号、2020年、47-70頁；奥野良知「カタルーニャ独立問題—それは多様性を認めないスペイン・ナショナリズムの問題後半—（カタルーニャ・スペイン問題の国際化と袋小路の要因）」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』第53号、2021年、45-76頁。奥野良知「カタルーニャにおける独立支持の増加—その要因と現状（2021年秋時点）—」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』第54号、2022年、61-88頁。

また、直近の動きとしては、2022年10月25日に出された欧州評議会の報告書が、平和裏に行われている独立運動を迫害してはならず、独立を求めることは表現の自由であり、司法問題化してはならないとして、スペイン政府および司法の姿勢を再度批判している。

## 註

### ※凡例

訳者による補足には〔 〕を用いた。

訳者による言い換えには [= ]を用いた。

原語の読みをカタカナ表記で付す場合は〈 〉を用いた。

- 1) バルサローナ Barcelona: バルセロナあるいはバルセローナと表記されることが一般的だが、Barcelona が属するカタルーニャ語東方言圏での発音はバルサローナとなる。
- 2) シ [=イエス] のための連合 Junts pel Sí (JxSí) 〈ジュンツ・パル・シ〉: 中道右派のカタルーニャ民主集中 Convergència Democràtica de Catalunya (CDC) と中道左派のカタルーニャ共和主義左派 Esquerra Republicana de Catalunya (ERC) を中心に2015年に結成された独立派の選挙連合兼議会内会派。2017年10月28日解散。カタルーニャ民主集中の主要後継政党は、カタルーニャのための連合 Junts per Catalunya (Junts)。
- 3) 人民統一候補=構成の呼びかけ Candidatura d'Unitat Popular – Crida Constituent (CUP)

〈カンディダトゥーラ・ドゥニタット・ブプラー＝クリーダ・クスティトゥエン (クップ)〉：左派の独立派の諸政党の選挙連合兼議会内会派。

- 4) スペイン憲法155条：国家が、国家の利益に反する行動を行った自治州の自治権を停止す権限を定めた条項。
- 5) カタルーニャ議会 *Parlament de Catalunya* 〈パルラメン・ダ・カタルーニャ〉。この日本語訳独立宣言では、*Parlament de Catalunya* を独立宣言以前のカタルーニャ自治州議会と独立宣言以後のカタルーニャ共和国議会に訳し分けることはせず、すべてカタルーニャ議会と訳出した。
- 6) 人民 *poble* 〈ポップラ〉：*poble* はすべて人民と訳した。英語版では *people*。この日本語訳独立宣言に出てくる人民あるいは複数形の諸人民は、すべて *poble* あるいは *pobles* の訳である。
- 7) カタルーニャのネイション *La nació catalana*：カタルーニャ・ネイション。

ネイションは「国民」と訳されたり「民族」と訳されたりするが、その意味合いは、政治的・法的な点での一体性（政治的な我々意識＝政治的な集合的アイデンティティ）を重視する集団、つまり、同じ政治的アイデンティティ（ナショナル・アイデンティティ）を持つ政治的共同体、というようなものである。

ただし、ネイションは19世紀に明確化した概念であり、何の留保もなくネイション概念を18世紀以前の時期に用いることについては、学術的にはかなり議論の余地がある。

一方、ネイションとは区別される概念としてエスニシティあるいはエトニーがあり、これは「民族」と訳されることが多いが、その意味合いは、共通の祖先、歴史および文化、ならびにある特定の領域との結びつきをもつ集団というようなもので、多くの場合、何らかの我々意識（集合的アイデンティティ）をもつものの、その程度の差は大きく、法的・政治的な一体性を前提としない。

ネイションとエスニシティについての整理は、例えば、次を参照。坂井一成『ヨーロッパの民族対立と共生（増補版）』芦書房、2014年、17-60頁。

カタルーニャは、自前の国家は持たないものの、カスティーリャのエスニシティと同一視されたスペイン・ネイションしか認めないスペイン・ナショナリズムとは対抗関係にある独自のナショナル・アイデンティティを持つ。つまり、カタルーニャ・ナショナリズムとは、自分たちが「国家なきネイション *nation without state*」であると主張する、マイノリティ・ナショナリズムである。

だが、マイノリティ・ナショナリズムが即座に独立を主張するわけではなく、カタルーニャの場合も、19世紀末以降、スペイン国家内での内的自己決定権（分有された主権＝高度な自治権）を求めてきた。

カタルーニャで独立支持が高まったのは、ネイションとしてのカタルーニャの内的自己決定権（分有された主権＝高度な自治権）を規定したカタルーニャの新自治憲章〔註14〕参照〕に対して、2010年に憲法裁判所から違憲判決が出されたこと、そして、2011年に誕生したラホイ率いる国民党政権が再中央集権化を行ったことによって、カタルーニャの自治権が後退したことにある。つまり、スペイン国家により、カタルーニャの民意を無視した、同意ではなく強制による自治権後退が行われたことにあ  
る。

8) 議会常設代表部〈ジャンナラリタット〉 *Generalitat* : 1359年に設置され、カタルーニャ公国の政府機能を担った。スペイン継承戦争（1701-14年）でカタルーニャ公国が敗北したことで、1716年にブルボン朝スペイン王権により廃止される。なお、*Generalitat de Catalunya* 〈ジャンナラリタット・ダ・カタルーニャ〉という名称は、第二共和政期の1931年に設置されたカタルーニャ自治州政府（1939年にフランコ独裁により廃止）と1977年に再設置されたカタルーニャ自治州政府の名称としても使われている。この独立宣言によると、独立後のカタルーニャ共和国政府の名称としても *Generalitat de Catalunya* 〈ジャンナラリタット・ダ・カタルーニャ〉が想定されている。

9) 議会主義〈パルラマンタリズム〉 *parlamentarisme* : 11世紀のカタルーニャ諸伯領では封建制が発達したことで、強い権力が存在しなくなり、領地と領民を奪い合う領主間の紛争が多発した。この紛争を解決するために、教会によって「平和と休戦の会議」が1027年以後開催されるようになり、ジュゼップ・フンターナによると、この会議への出席者のあいだで、同じ土地 *terra*（国の意味も持つ）の民という集合的アイデンティティが萌芽していったとされる。このような歴史的経緯を背景として、1283年にはカタルーニャ公国議会 *Corts Catalanes* 〈コルツ・カタラーナス〉〔註11〕参照〕が初開催され、議会は、王権を制約しつつ、立法機能を高めていった。

その後1479年に、カスティーリャ王国およびカタルーニャ・アラゴン連合王国によってスペイン王国が成立するが、カスティーリャ王国と一体化しつつも財政難に苦しむハブスブルク・スペイン王権が、16世紀後半以後、スペイン王国にあるカスティーリャ王国以外の諸国への介入を強め始めると、カタルーニャの議会主義は、王権に対抗するために、カタルーニャ議会の立法機能と王権制約機能をさらに高めるための議会の権限強化と、そのために理論武装を進めていき、同地の議会主義はさらに強化されることになった。Josep Fontana, *Formació d'una identitat. Una història de Catalunya*, Eumo editorial, Vic, 2016.

10) スペイン継承戦争（1701-14年）での敗北によって、カタルーニャ公国がブルボン王権により廃止される1714年までのことを意味している。

11) カタルーニャ公国議会 *Corts Catalanes* 〈コルツ・カタラーナス〉 : 1283年に設置さ

- れ、スペイン継承戦争（1701-14年）でカタルーニャ公国が敗北したことで、ブルボン朝スペイン王権により廃止された。註9)参照。
- 12) カタルーニャ公国の法 *Constitucions de Catalunya* 〈クスティトゥシオン・ダ・カタルーニャ〉：カタルーニャ公国議会によって定められたカタルーニャ公国の法体系。スペイン継承戦争（1701-14年）でカタルーニャ公国が敗北したことで、ブルボン朝スペイン王権により廃止された。
- 13) 1978年スペイン憲法：フランコ独裁（1939-75年）がフランコの死をもって徐々に終了していく過程で作られた憲法。民主的な憲法とされてきたが、近年では、フランコ独裁体制との連続性を指摘する見解も増えてきている。
- 14) カタルーニャ新自治憲章 *Estatut d'Autonomia de Catalunya de 2006* 〈アスタウト・ダウトゥヌミア・ダ・カタルーニャ〉：2005年9月30日にカタルーニャ議会で90%の賛成で可決され、大幅な変更削減を余儀なくされたものの、2006年3月30日にスペイン下院、同年5月10日にスペイン上院でも可決され、同年6月18日にカタルーニャで住民投票にかけられた後に、同年8月9日施行された。註7)および註15)参照。
- 15) 2010年6月28日に憲法裁判所からカタルーニャ新自治憲章に対し、違憲判決が出された。註7)および註14)参照。
- 16) カタルーニャ政府：カタルーニャ政府に相当する語はカタルーニャ語原本には、*Govern*、*Govern de la Generalitat*、*Generalitat de Catalunya* が出てくるが、この日本語訳独立宣言では、これらを、独立宣言以前のカタルーニャ自治州政府と宣言後のカタルーニャ共和国政府に訳し分けることはせず、すべてカタルーニャ政府と訳出した。註8)参照。
- 17) 「〔スペイン〕国家の諸機関があらゆる交渉を拒否し、民主主義および自治についての原則を踏みにじり、憲法の中にある利用可能な法的仕組みを無視した」：2010年の新自治憲章への違憲判決以後の独立支持の高まりを受けて、2014年以後、カタルーニャ自治州政府は、中央政府との合意の下での住民投票の実施を索するが、国民党スペイン政府および国家は、住民投票の実施は「スペインの一体性」を定めた憲法に反するとして、これを拒否し続けた。
- 2014年4月、自治州議会は、スペイン下院に「法的拘束力のある住民投票」を実施する権限を自治州に移譲することを求めるが、否決される。これを受けて、同年9月19日、自治州議会は、「法的拘束力のない住民投票を行うための法律」を約80%の賛成票で可決するが、中央政府はこれを憲法裁に提訴し、憲法裁から中止命令が出される。10月には自治州政府は、住民投票を11月9日にボランティアの手による「非公式」で実施するとしたが、これにも憲法裁から中止命令がだされた。しかし、11月9日に非公式の住民投票は実施され（投票率37.02%で、賛成票80.7%）、これに対

しては、後に、当時の自治州政府首相マスに、不服従の罪で520万ユーロ（約6億2000万円）の支払い命令が出される。

このようなスペイン政府の対応は、ケベックに対するカナダ連邦政府や、スコットランドに対するイギリス政府の対応とは大きく異なる、非常に権威主義的で非民主的な対応だといえる。

- 18) カタルーニャ政府〈ジャンラリタット〉：カタルーニャ語原本に Govern de la Generalitat または Generalitat de Catalunya とある場合は、カタルーニャ政府〈ジャンラリタット〉として、Generalitat が原文に出てきていることをわかるようにした。註8)および註16)参照。
- 19) 住民投票：2017年10月1日実施。投票率は40.03%で、賛成90.18%、反対7.83%、白票1.98%。当日は、投票に来た市民に対してスペイン警察の暴力が振るわれ、負傷者の数は1066人に達した。この住民投票は、一般的には「カタルーニャの独立についての住民投票（2017年）Referèndum sobre la independència de Catalunya de 2017」あるいは「1-O〈ウ・ドゥクトゥーブラ〉」として知られるが、正式名称は「カタルーニャの自己決定についての住民投票（2017年）Referèndum d'Autodeterminació de Catalunya de 2017」。
- 20) 註19)参照。
- 21) 自治州政府や市町村の首長、自治州政府の閣僚及び特定分野の責任者となっている市町村議員など。
- 22) 「暴力と抑圧にもかかわらず、大多数のカタルーニャの市民は、カタルーニャ共和国の樹立に賛成票を投じた」：註19)に記したように、住民投票の当日（2017年10月1日）は、投票に来た市民に対してスペイン警察の暴力が振るわれ、負傷者の数は1066人に達し、住民投票の結果は、投票率40.03%で、賛成90.18%、反対7.83%、白票1.98%だった。スペインでは、一般的に住民投票には投票率についての定めはない。だが、投票率の40.03%が十分な数字といえるかどうかについては、現在、独立派内でも見解が分かれている。警察の暴力のなかで40.03%は高い数字であるとする意見がある一方で、警察の暴力によって、2017年10月1日当時の正確な民意の数がわからなくなってしまったので、40.03%をもってして十分とはいえないという見解もある。註26)参照。
- 23) 法の支配による国家 Estat de dret：カタルーニャでは、Estat de dret〈アスタット・ダ・ドレット〉は、基本的人権の尊重などを上位に位置づける「法の支配」の意味で一般的に理解される。ちなみに、英語版では、state based on the rule of law となっている。これに対し、カタルーニャで独立支持が高まって以降のスペイン政府（特に国民党政府）やスペイン司法のいうところの Estado de derecho〈エスタード・デ・デレー

チョ、カステイーリャ語）は、多分に法治主義に基づく法治国家の意味で用いられており、カタルーニャの自己決定権やカタルーニャの独立派の人々への基本的人権を権威主義的に弾圧することを正当化するための錦の御旗として、「1978年憲法」とともに使われることが多い。

- 24) カタルーニャの協約の伝統：協約 *pacte* 〈パクタ〉とは、協議して契約や約束を取りかわすことで、カタルーニャ史では、具体的には、君主の権限（王権）は民との協約により生じているに過ぎない、という統治協約主義の考えを意味する。註9)に記した議会主義〈バルラマンタリズマ〉 *parlamentarisme* の中核を成す。
- 25) 北カタルーニャ（フランス側カタルーニャ）、アンドーラ公国、バレアルス諸島、バレンシア、フランジャ・ダ・ブネン/フランジェ・デ・ポネン（アラゴン東部）、アルゲー（イタリアのサルデーニャ島にある市）などの人々。
- 26) 合法的移行および共和国樹立に関する法 *Llei de transitorietat jurídica i fundacional de la República*：その名の通り、カタルーニャの独立国家への移行およびカタルーニャ共和国の設立を合法的に行うための法律。2017年9月7日に自治州議会で可決された。

問題は、この法律が可決された自治州議会（第11会期）が、2014年に住民投票が実施できなかったことを受けて〔註17)参照〕、カタルーニャ自治州政府が、住民投票の性格を持たせて実施した2015年9月27日の自治州議会選挙の結果として成立したものであったことにある。

というのも、この時の選挙結果は、独立派は絶対過半数の68議席を上回る72議席を獲得するも、得票率では47.8%と過半数に達していなかった〔都市部と農村部でのいわゆる1票の格差の違いによるもの〕からである。

それゆえ、独立派は本当に勝利したといえるのか曖昧な状態が発生したにもかかわらず、この選挙結果を独立派は明確な勝利だとし、独立に向けたロードマップの作成と住民投票の実施へ動き出し、2017年10月1日に独立の是非を問う法的拘束力のある住民投票を実施することを議決し、2017年9月7日に合法的移行および共和国樹立に関する法を可決したことに関して、現在では独立派の中からも、その正当性を疑問視する声が出ている。

スペイン国家がカタルーニャの住民の民意を無視して「同意」を得ずに「強制」でカタルーニャの自治権（内的自己決定権）を削減し、挙句の果てに、住民投票で市民に暴力を振るったことは、おおよそ民主的な国家とは言い難い権威主義的な態度であった。

だが、独立派の一番の問題点は、スペイン国家の振る舞いがいくら権威主義的で非民主的であるからといって、そのことが独立派の行動の全てを正当化することにはならない、ということである。独立派の行動が、広く国際社会からも支持を得るには、

誰が見ても明白な多数の「民意＝同意」を得る過程が欠かせないが、この点が十分であったのかどうかは、議論の余地がかなりあるところである。

それゆえ、この意味で、この独立宣言の正当性そのものについても、現在は独立派内部でも意見が分かれるところとなっている。この独立宣言が出される経緯については、「訳者あとがき」を参照。また、この問題についての詳細は、次を参照。Jordi Muñoz, *Principi de realitat. Una proposta per a l'endemà del Procés, L'Avenç*, Barcelona, 2020.

- 27) 「貧困および社会的不平等と闘うための道具 [=手段・方法] を発展させる法規に、特別の注意を払うこと」：貧困世帯のためのエネルギー法 *Llei contra la pobresa energètica*：(電気やガスの供給会社に対し、料金を払えない利用者が出た場合、供給を停止する前に当該自治体へ報告する義務を定めたカタルーニャ自治州の法律) を、スペイン政府のラホイ国民党権がスペインの一体性に反するとして憲法裁判所に提訴し、2015-16年に憲法裁から違憲判決が出されたことを念頭に書かれている。
- 28) カタルーニャ・オンブズマン事務局：原文は *Sindicatura de Greuges* 〈シンディカトゥーラ・ダ・グレウジャス〉。
- 29) 市民エージェント *agent civíc*：市民のあいだで良好な共存が実現されているかを観察し、その実現のために尽力する人々。
- 30) 社会エージェント *agent social*：諸個人の社会への参加を促すことに尽力する個人や団体。
- 31) プラットフォーム *plataforma*：原義は台地・高台で、転じて、ものごとの基礎・基盤・土台、議論の場、綱領・マニフェストなどの意で用いられる。
- 32) 国民協約：原文は *Pacte nacional*。
- 33) ちなみに、各言語版のなかで、訳者奥野は、カタルーニャ語原本の他に、英語版、カスティーリャ語 [=スペイン語] 版、フランス語版、ドイツ語版を参照したが、イギリス人の母を持ち、カタルーニャの言語教育政策にもかかわった、ミケル・ストゥルベイの訳になる英語版を除いて、特にカスティーリャ語版とドイツ語版にしばしば誤訳がみられたことを申し添えておく。誤訳の最たるものは、「*Constitució* = 憲法」と「*constitució* = 設立」の混同である。